



# 茨城県報

第 1 8 6 1 号

平成19年 3月26日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (厚生総務課) ..... 2

茨城県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則 (農業経済課) ..... 3

### 告 示

青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課) ..... 3

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の公表 (環境対策課) ..... 3

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱の一部改正 (厚生総務課) .....19

病院の開設等に関する事前協議の受付 (厚生総務課) .....19

医療機関の指定及び指定の辞退 (保健予防課) .....27

受胎調節実地指導員の指定 (子ども家庭課) .....27

指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課) .....27

指定居宅介護支援事業者の廃止 (高齢福祉課) .....28

指定介護予防サービス事業者の廃止 (高齢福祉課) .....28

大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課) .....28

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) .....31

障害者の雇用の促進等に関する法律第34条に規定する業務を行う者の指定 (労働政策課) .....32

平成19年度普通職業訓練短期課程 (離転職者訓練, 委託訓練活用型デュアルシステム) に係る訓練科,  
訓練生の定員及び訓練期間等 (職業能力開発課) .....32

定款変更の認可 (農村計画課) .....34

道路の区域の変更 (道路維持課) .....34

道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) .....35

河川区域の変更 (河川課) .....35

廃川敷地等の発生 (河川課) .....35

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (河川課) .....36

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) .....36

### (公 安 委 員 会)

警備員指導教育責任者講習の実施 .....37

### (選 挙 管 理 委 員 会)

個人演説会等を開催する施設の指定 .....39

公 告

家畜伝染病の発生 (畜産課) .....39

開発行為の工事完了 (6件) (建築指導課) .....39

道路の位置の指定 (2件) (建築指導課) .....40

( 警 察 本 部 )

平成19年度茨城県警察官採用特別試験及び平成19年度茨城県警察官採用試験 (第1回) の実施.....41

( 人 事 委 員 会 )

平成19年度茨城県警察官 (巡査) 採用試験事務の委任.....46

訓 令

茨城県庁議規程の一部を改正する訓令 (政策審議室) .....46

正 誤

平成18年 9月29日付け茨城県報号外第139号中 .....46

平成19年 3月 5日付け茨城県報号外第28号中.....47

規 則

茨城県規則第 8 号

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則 (平成 8 年茨城県規則第68号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 その 1 多くの人が利用する施設に関する整備基準の表 4 の項第 1 号中「建築物で」を「建築物 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成18年政令第379号) 第 4 条に規定する建築物に限る。) で」に改め、「 (高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令 (平成 6 年政令第311号) 第 1 条に規定する建築物に限る。)」を削り、同表 5 の項第 2 号中「床置き式の小便器」の次に「、壁掛式の小便器 (受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器 (以下「床置き等的小便器」という。)」を加える。

別表第 3 添付書類の表中「床置き式の小便器」を「床置き等的小便器」に改める。

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中

「  
 を  
 」

「  
 に改める。  
 」

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



茨城県規則第 9 号

茨城県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

茨城県農業共済組合等検査規則 (昭和44年茨城県規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「吏員」を「職員」に改める。

付 則

この規則は、平成19年 4月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第374号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2 4 7 7	映画	口リ作家 おねだり萌え妄想	オーピー映画
2 4 7 8	映画	変態の恋・蝶 整形美容妻	新日本映像
2 4 7 9	映画	新日本映像ニュース 変態の恋・蝶 整形美容妻	新日本映像
2 4 8 0	映画	毛皮のエロス ダイアン・アーバス 幻想のポーレイト	ギャガ・コミュニケーションズ
2 4 8 1	映画	女医の裏顔 覗かれた秘め事	オーピー映画
2 4 8 2	映画	ゼロウーマンR ~警視庁 0 課の女 欲望の代償~	新東宝映画
2 4 8 3	映画	続・昭和エロ浪漫 一夜のよろめき	オーピー映画
2 4 8 4	映画	老人と美人ヘルパー 助平な介護	新日本映像
2 4 8 5	映画	新日本映像ニュース 老人と美女ヘルパー 助平な介護	新日本映像
2 4 8 6	映画	女引越し屋 汗ばむ谷間	オーピー映画

茨城県告示第375号

湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号) 第 4 条第 1 項の規定により、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 (第 5 期) を次のとおり定めたので、同条第 7 項の規定により公表する。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 (第 5 期)

茨城県、栃木県及び千葉県の一部を流域とする霞ヶ浦は、水道水源をはじめ首都圏における水資源の安定的な確保に重要な役割を果たし、豊かな水産資源を育み、水郷筑波国定公園の一部として良好な景観を構成するなど、古来から人々に多様な恵沢をもたらしてきたかけがえのない貴重な資産となってきたが、昭和40年代後半から流域における

人口増や生活様式の多様化、産業活動の進展などに伴い水質の汚濁が進行した。

霞ヶ浦の主な汚濁要因としては、流域から流入するものとして一般家庭や工場・事業場、畜舎など特定発生源に由来する汚濁負荷、いわゆる点源負荷や、農地や市街地といった面的な広がりを持った発生源からの汚濁負荷、いわゆる面源負荷があり、さらに湖内では湖底に堆積した底泥からの汚濁物質の溶出負荷などがあげられる。

これまで、昭和60年度に湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づく指定湖沼に指定されて以来、4期20年にわたる霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画を通して、下水道の整備や高度処理の推進、高度処理型浄化槽の設置促進、工場・事業場の排水規制、家畜排せつ物処理施設の整備などの点源対策、農地における適正施肥の推進や森林の整備などの面源対策、湖内湖植生浄化施設（ウェットランド）の整備や底泥浚渫等の湖内対策など様々な施策を進めてきた。

これらの施策により、徐々に発生源からの排出負荷量が抑制された結果、流入河川の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（以下「COD」と言う。）及び全りんについては改善されたきたものの、全窒素については、依然として改善が進んでいない。特に、畜産や畑作地域等を抱える北浦流入河川においては全窒素濃度の上昇が顕著となっている状況にある。

一方、湖内の水質については、CODについては僅かに低下傾向にあるが大幅な改善には至っていない。また、全りんについては昭和60年度以降上昇傾向を示していたが、第4期計画期間中ほぼ横ばいで推移している。

湖内の水質が大幅に改善されない理由としては、流域対策、特に生活排水対策、家畜排せつ物対策、農地・市街地などの面源対策が十分でないこと。これまでに流入した汚濁物質が湖内に蓄積されていること。さらに、植物プランクトンの優占種が気象条件より変化することや難分解性有機物が増加し自然浄化機能を阻害していること、極めて小さい粒子が湖水中に長期間滞留していることなど湖内で発生している複雑な現象が影響しているものと考えられる。

したがって、湖沼の水質改善には、流域住民をはじめとした関係者の長期にわたる持続的な取り組みが必要であり、長期的な展望を持った上で実現可能な短期目標を設定し、着実に事業を推進することが重要である。

このため、第5期の霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（以下、「本計画」という。）の策定にあたっては、湖沼水質保全特別措置法の改正、湖沼水質保全基本方針の変更等の情勢の変化を踏まえ、具体的な長期ビジョンのもと、段階的に水質改善を進めるため短期目標を掲げることとした。

茨城県、栃木県および千葉県 の3県は、次世代に向けて霞ヶ浦を貴重な資産として残すために、関係機関及び関係者の幅広い合意と協力のもと、長期ビジョンの実現に向けた施策の方向性を示すとともに、その実現に向けて必要な事業に取り組むこととする。

## 1 長期ビジョンと計画期間

長期ビジョンとしては、流域住民が霞ヶ浦に親しみを持ち、水質浄化を自らの役割と認識し、実践できるよう、流域の団体がスローガンとし、住民の間にも浸透している「泳げる霞ヶ浦」（霞ヶ浦の湖水浴場が賑わっていた昭和40年代前半の状況）を掲げることとした。併せて、流入河川の上流から下流まで、地域に関わる多くの人々が日常生活や事業活動の中で身近な水辺に親しみ水質浄化を意識できるよう「遊べる河川」を掲げることとした。

長期ビジョンの実現時期は、霞ヶ浦では水産資源を活かし多様な生態系の均衡を保持しながら水質の改善を進める必要があることから、茨城県生活排水ベストプラン（茨城県：平成15年度改訂）等の諸計画との整合を図り、長期ビジョンの実現時期を概ね15年後（平成32年度）とする。

長期ビジョンの実現に向け段階的に水質の改善を図るため、5年ごとに、水質浄化に関する対策の進捗状況を検証・評価し必要な見直しを行うこととし、本計画の計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とする。

## 2 霞ヶ浦の水質の保全に関する方針

長期ビジョンとして掲げた「泳げる霞ヶ浦」、「遊べる河川」を実現するため、排出負荷量については、流域の生活排水対策や畜産対策、さらに農地・市街地等からの流出水対策等を進め排出負荷の削減に取り組むとともに、湖

内湖植生浄化施設 (ウェットランド) の整備や湖岸植生・砂浜の保全・再生等の湖内対策, 浄化用水の導入等により概ね15年後 (平成32年度) に全水域の平均値でCOD 5 mg / リットル前半の水質を目指す。

併せて, 全窒素及び全りんについても全窒素で0.8mg / リットル程度, 全りんで0.08mg / リットル程度の水質を目指して, 排出負荷の削減を図るとともに, 植物プランクトンの優占種の変化, 難分解性有機物の増加など, 湖内で発生している未解明な現象を解明するため, 関係機関が連携して調査研究に取り組み, 自然の浄化機能の保全・増進を図り, 多様な生態系の均衡に配慮しながら透明度についても 1 m程度にまで回復するよう努める。

長期ビジョンを実現するために必要な排出負荷の削減率は, 現況からCODで約 2 割, 全窒素及び全りんそれぞれ約 3 割と大幅なものであり, したがって, 長期ビジョンを実現するためには, 流域に係わる全ての住民, 事業者, 農業者, 畜産業者等が, 例外なく負荷量の削減に取り組んでいく必要がある。

負荷量の削減目標 (t / 日)

	現況負荷量 (平成17年度)	将来負荷量 (平成32年度)	削減負荷量	削減率
COD	21.8 (24.4)	18.1 (20.7)	3.7	17%
全窒素	11.4 (12.7)	7.8 ( 9.1)	3.6	32%
全りん	0.58 (0.64)	0.41 (0.47)	0.17	29%

( ) 内は湖面降雨負荷を含んだ負荷量を示す。

(1) 長期ビジョンを実現するための施策の方針

長期ビジョンを実現するために, 全ての汚濁発生源で, 例外なく汚濁負荷削減対策が実施されることを基本として, 次に掲げる方針で諸対策に取り組むこととする。

一般家庭からの生活排水については, 下水道, 農業集落排水施設, 浄化槽を合わせた生活排水処理総合普及率を100%にすることにより「垂れ流しゼロ」を目指すとともに, 汚水の高度処理を促進する。

工場・事業場については, 日平均排水量が20m<sup>3</sup>未満の場合にあっても排水基準を適用することや, これまで施設規模が小さいため未規制となっていた工場・事業場に対しても排水基準を適用するなど, 規制の強化により「垂れ流しゼロ」を目指す。

家畜排せつ物については, 流域内の農地での全量利用が難しいことから, たい肥・液肥として流域外への利用を引き続き促進するほか, 浄化处理など, たい肥・液肥以外の処理・利用を推進するとともに, 事業者一人ひとりが責任を持って家畜排せつ物の全量を適正に処理・利用することを目指す。

農地・市街地から流出する汚濁負荷を削減するため, 関係市町村・住民等の理解と協力を得ながら, 農地については肥料の節減や表面水の流出防止等の水管理を徹底し, 市街地については雨水浸透の促進や道路の路面・側溝の清掃の強化を図る。また, 農地・市街地からの流出水を浄化するために, 施設の設置等を含め効果的な浄化を推進する。

湖内産水産物の消費拡大について県民に対する理解促進に努めながら, 漁獲量の増加に努めるとともに, 外来魚等の回収・有効活用対策を講じることによって窒素及びりんの湖外への持ち出しを促進し, その水質浄化効果について検証しながら漁業による自然環境保全機能の増進を図る。また, 養殖については環境に配慮した適正な養殖を目指す。

自然の浄化機能の保全・増進を図るため, 森林の適正な保全と, 遊休地等における造林を進めるなど新たな森林の創出に努めるとともに, 生物の良好な生息・生育環境を保全・復元する多自然川づくりを推進するほか, 様々な動植物が生息している排水路や各地に点在している「ため池」を適切に保全する。さらに, かつて見られた湖岸植生・砂浜の保全・再生を図ることにより, 生物の生育・生息空間, 景観, 親水空間を保全・形成し,

水質浄化機能等の増進を図る。

湖内に流入する汚濁負荷を削減するためにウェットランド等の浄化施設を整備するとともに、底泥溶出対策等の湖内における対策を推進する。さらに、浄化用水の導入により湖内水質の改善を図る。

研究機関、研究者の連携のもと、汚濁物質の流出実態を把握し、汚濁物質と水質との関連を踏まえた効果的な浄化対策に関する調査研究を推進するとともに、浄化対策を検討・検証するために必要な湖内や河川の情報を把握するためのモニタリングを実施する。

本計画を効果的かつ確実に推進するため、霞ヶ浦環境科学センターを拠点として、住民、団体、事業者、研究者、行政機関が幅広く連携・協力できる体制づくりを進める。

## (2) 計画期間内に達成すべき目標

長期ビジョンの実現に向け段階的に水質の改善を図るため、計画期間内（平成18年度から平成22年度）に達成すべき目標として、COD、全窒素、全りんについて水質目標値を定め、霞ヶ浦の着実な水質改善を図る。

水質目標値

(mg / リットル)

項 目	水 域	現 状		目 標 (平成22年度)	
		平成17年度	過去3年 平 均 値	対策を講じ ない場合	対策を講じ た場合
COD (平均値)	霞ヶ浦 (西浦)	7.6	7.7	8.2	7.0
	北浦	7.7	7.9	8.3	7.3
	常陸利根川	7.4	7.7	8.1	6.9
	全水域の平均	7.6	7.7	8.2	7.0
COD (75%値)	霞ヶ浦 (西浦)	8.9	8.4	9.6	8.2
	北浦	8.1	8.5	8.7	7.6
	常陸利根川	7.9	7.9	8.7	7.4
全窒素	霞ヶ浦 (西浦)	1.1	1.0	1.1	0.92
	北浦	1.1	1.3	1.1	0.86
	常陸利根川	1.0	0.93	1.0	0.84
	全水域の平均	1.1	1.0	1.1	0.88
全りん	霞ヶ浦 (西浦)	0.11	0.11	0.12	0.10
	北浦	0.092	0.11	0.11	0.090
	常陸利根川	0.093	0.087	0.094	0.074
	全水域の平均	0.10	0.10	0.11	0.092

## 3 湖沼の水質の保全に資する事業

計画期間内（平成18年度から平成22年度）に実施する事業として、生活排水対策については、生活排水ベストプランに基づき下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を効率的に進めるとともに、高度処理のより一層の推進を図る。

特に、早期に下水道等の整備が見込まれない地区においては、浄化槽の整備を推進するとともに、下水道整備の早期着手に努める。

また、家畜排せつ物たい肥化施設及び負荷軽減施設の整備、湖沼及び流入河川等の浄化対策を進めるとともに、多様な生態系の保全・回復とそれらの持つ自然浄化機能の活用を推進する。

### (1) 下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備

下水道の整備

霞ヶ浦流域内の行政人口は、平成17年度末において974.0千人（茨城県内971.8千人）となっており、平成22年度には1,005.3千人（茨城県内1,003.3千人）となるが見込まれる。

下水道の整備状況は、平成17年度末において霞ヶ浦湖北流域下水道、霞ヶ浦水郷流域下水道など12施設が稼働しており、そのうち処理水を流域内に放流している施設は8施設、うち7施設が窒素、りんを除去する高度処理機能を有している。

平成17年度末において、下水道処理人口は520.3千人であり普及率は53.5%、接続率は85.7%である。うち高度処理に対応した下水道事業の処理人口は476.9千人、普及率は49.1%となっている。

計画期間内に、処理人口を587.4千人、普及率を58.5%、接続率を86.9%まで向上させる。

また、土浦市は、スクリーンを2箇所整備するなど、合流式下水道の改善を図る。

下水道整備計画

	実施主体	現状 (平成17年度)		目標 (平成22年度)	
下水道の整備	県 市町村	処理人口	520.3千人 (476.9千人)	処理人口	587.4千人 (525.2千人)
		普及率	53.5% (49.1%)	普及率	58.5% (52.3%)
		接続率	85.7%	接続率	86.9%

( ) 内は窒素及びりんを高度処理している処理人口、普及率を示す。

農業集落排水施設の整備

農業集落排水施設は、平成17年度末において54地区で稼働しており、茨城県内53地区においては、全て、窒素、りんを除去している高度処理を行っている。

平成17年度末において、処理人口は59.2千人となっている。そのうち茨城県内は58.4千人、接続率は67.6%となっており、計画期間内に9地区整備し、処理人口を69.2千人、接続率を78%まで向上させる。

農業集落排水施設整備計画

	実施主体	現状 (平成17年度)		目標 (平成22年度)	
農業集落排水施設の整備	市町村	整備地区数	54地区 (53地区)	整備地区数	63地区 (62地区)
		処理人口	59.2千人 (58.4千人)	処理人口	69.9千人 (69.2千人)
		接続率	67.6%	接続率	78%

整備地区数と処理人口の ( ) 内は茨城県内分を示す。

浄化槽等の整備

県及び市町村では浄化槽の設置を補助しているが、茨城県における対象基数は、平成17年度末において全部で16,287基、処理人口で58.6千人である。うち、高度処理型浄化槽については、窒素の処理に対応している施設は754基、窒素及びりん処理に対応している施設は151基で、合わせて905基となっている。今後、単独処理浄化槽からの転換を含めた高度処理型浄化槽の普及促進を図る。

浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき処理対象人員に応じた適正な設置をするとともに、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び検査の徹底等により適正な維持管理の確保を図る。

また、し尿処理施設は、平成17年度末において全部で19施設が稼働しており、全て、窒素、りんを除去できる高度処理を行っている。今後とも、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理を継続する。

## 浄化槽の整備計画

	実施主体	現状 (平成17年度)		目標 (平成22年度)	
浄化槽の整備	茨城県内の市町村	設置基数	16,287基 (905基)	設置基数	21,182基 (5,800基)
		処理人口	58.6千人 (3.3千人)	処理人口	76.3千人 (21.0千人)

( ) 内は、高度処理型浄化槽の基数、処理人口を示し、計画による増加分 (4,895基, 17.7人) は全て高度処理型浄化槽である。

## 浄化槽の法定検査受検率

	実施主体	現状 (平成17年度)	目標 (平成22年度)
浄化槽の法定検査受検率	茨城県	12.7%	50%

## し尿処理施設の整備・更新計画

	実施主体	現状 (平成17年度)		目標 (平成22年度)	
し尿処理施設の整備	茨城県内の市町村, 一部事務組合	施設数	19施設	施設数	19施設
		処理能力	1,585kℓ/日	処理能力	1,585kℓ/日

## (2) 家畜排せつ物たい肥化施設等の整備

霞ヶ浦の水質保全に資するため、事業者及び県は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年法律第112号) に規定する「たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき基準」で定められた構造設備を満たす恒久的な家畜排せつ物管理施設の整備を進める。

また、負荷軽減施設の整備により流域内への負荷軽減を推進する。

## 家畜排せつ物たい肥化施設等の整備計画

	実施主体	現状 (平成17年度)		目標 (平成22年度)	
家畜排せつ物たい肥化施設の整備	茨城県内の市町村, 農業協同組合, 営農集団	施設数	581施設	施設数	621施設
負荷軽減施設の整備		施設数	109施設	施設数	129施設

家畜排せつ物たい肥化施設とは、たい肥化施設、乾燥施設、貯留槽の何れか又はこれらの併用をいう。

負荷軽減施設とは、家畜排せつ物 (液状分) を液肥化する施設又は沈殿・ばっ気等の浄化処理後に畜舎内で循環利用もしくは蒸発散処理を行う施設をいう。

## (3) 廃棄物処理施設の整備

ごみ等の不法投棄及び不適正処理による水質汚濁の防止を図るため、廃棄物処理施設の整備・更新を行う。

計画期間内において、粗大ごみ処理施設について1施設を更新する。



廃棄物処理施設の整備

	実施主体	現状 (平成17年度)	目標 (平成22年度)
ごみ焼却施設の整備	茨城県内の市町村, 一部事務組合	施設数 18施設 処理能力 2,248t/日	施設数 18施設 処理能力 2,248t/日
粗大ごみ処理施設の整備		施設数 18施設 処理能力 587t/日	施設数 18施設 処理能力 578t/日 (1施設 30t/日 21t/日)
最終処分場の整備		施設数 7施設 処理能力 717,900m <sup>3</sup>	施設数 7施設 処理能力 717,900m <sup>3</sup>

(4) 湖沼等の浄化対策

流入河川等の直接浄化対策

国は、流入河川の河口部において、湖内湖植生浄化施設（ウェットランド）を設置し、降雨初期の汚濁負荷流入削減対策を推進する。

茨城県は、水質の悪化している河川を浄化するための施設の設置を検討するとともに、桜川等の流入負荷量が大きい河川については、その水質浄化を図るため、浄化効果を検証しつつ、植生などによる浄化機能を活用し河川水を直接浄化する施設等の整備を引き続き推進する。

土浦市は、水草を活用した流入河川の水質浄化対策を推進する。

流入河川等の浄化対策

	実施主体	現状 (平成17年度)	目標 (平成22年度)
湖内湖植生浄化施設（ウェットランド）の整備	国	4箇所	5箇所
河川の直接浄化施設の整備	茨城県	整備済 1箇所 整備中 1箇所	整備済 1箇所 整備中 1箇所 (H24完了予定)

湖内への直接流入水路等の浄化対策

茨城県は、湖内へ直接流入する小河川や水路について、水質等の調査を実施し、水質汚濁が著しい小河川及び水路については、その水質浄化を図るために直接浄化施設の整備等を進める。

生態系の持つ自然浄化機能を活用した浄化対策

茨城県は、治水上の安全性を確保しつつ、河川の自然浄化機能を活用した水質浄化対策を促進するため、川の流れを自然に戻したり、工事材料に天然素材を用いることにより、生物の良好な生息・生育環境を保全・復元することを目指した多自然川づくりを推進するとともに、魚介類の産卵・育成の場となる水生植物帯や砂浜を造成する。

国は、かつて見られた湖岸植生・砂浜の保全・再生を推進する。実施にあたっては、地域の支援・連携、今後の湖岸植生の増減の状況を総合的に判断し、優先度の高い箇所から整備する。

自然浄化機能を活用した浄化対策

	実施主体	現状 (平成17年度)	目標 (平成22年度)
多自然川づくりの推進	茨城県	整備済 1箇所 整備中 8箇所	整備済 3箇所 整備中 6箇所
水生植物帯の造成		37,389m <sup>2</sup>	46,430m <sup>2</sup>

国が、平成17年度までに湖岸植生の保全・再生を図った総延長：7,165m

## しゅんせつ

霞ヶ浦の管理者である国は、平成18年度から平成22年度の5年間において、霞ヶ浦の底泥しゅんせつを実施し、底泥からの汚濁負荷溶出の削減を図る。

## しゅんせつ事業計画

	実施主体	事業計画量	現状 (平成17年度)	目標 (平成22年度)
底泥しゅんせつ	国	8,000千 $m^3$	6,899千 $m^3$	8,000千 $m^3$

## 浄化用水の導入

国は、那珂川から霞ヶ浦へ最大15 $m^3$ /秒、利根川から霞ヶ浦へ最大25 $m^3$ /秒導入することにより霞ヶ浦の水質浄化を促進する。

## 浄化用水導入計画

	実施主体	事業計画量	現状 (平成17年度)	目標 (平成22年度)
那珂導水路	国	導水路約43km 導水量15 $m^3$ /秒	導水路約13.7km 完成	導水路約43km 導水量15 $m^3$ /秒
利根導水路		導水路約2.6km 導水量25 $m^3$ /秒	導水路約2.6km 完了	導水路約2.6km 導水量25 $m^3$ /秒

## 4 水質の保全のための規制その他の措置

## (1) 生活排水対策

## 水環境にやさしいライフスタイルの推進

住民一人ひとりが水環境にやさしくしようという意識を持つとともに、霞ヶ浦の水質浄化を自らの課題として認識し、日常生活において水質浄化に向けた積極的な取り組みを行うことが重要である。

そのため、洗剤や石鹸の使用量は必要最小限にする、食用油は使い切る、食器を洗う前には油汚れを拭き取る、調理くずれや食べ残しは生ごみとして適切に処分し、雑排水に含めて排出しない、風呂の残り湯は再利用するなど、生活雑排水に含まれる汚濁負荷の削減について広報・啓発による普及を図り、環境への負荷の少ないライフスタイルの確立に努める。

## 生活排水対策の重点的な推進

流域的において、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき生活排水対策重点地域に指定されている市町村において、引き続き生活排水対策を推進するとともに、生活排水による水質汚濁が著しい河川流域等においては、重点的に生活排水対策を推進する。

## 生活排水対策重点地域指定市町村

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、つくば市、潮来市、かすみがうら市、行方市、鉾田市、小美玉市、阿見町

## (2) 流出水対策

## 農地対策

農業者に対する霞ヶ浦水質浄化に関する啓発を進めるとともに、生産性との調和に配慮しつつ、化学肥料の低減などの環境にやさしい農業を推進する。このため、負荷低減技術の開発と普及、標準的な施肥量を示す基準の見直し、土づくり等を進める。また、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定を推進する。さらに、農村地域の水路、ため池などが本来有している自然浄化機能を積極的に活用するよう努めるとともに、水質浄化施設等については、適正な運営・管理を行うことで流出負荷の軽減を推進する。

水田については、土壌診断に基づく適正な施肥指導や施肥田植機の導入促進により、施肥量の削減を図る。また、代かき時の濁水の流出防止やかけ流しの防止、畦畔の保全・管理等、水管理の徹底について指導を行う。

レンコン田については、施肥量の低減、かけ流しの防止や畦畔の保全・管理等による表面水の流出防止の指導を行うとともに、環境に配慮したレンコンのモデル実証的な取り組みを推進する。

畑については、土壌診断に基づく適正な施肥指導や条施肥機の導入促進により、施肥量の削減を図る。また、被覆作物（カバークロープ）の作付け等による表土や肥料成分の流出抑制を推進する。

農地対策

	実施主体	現状（平成17年度）	目標（平成22年度）
化学肥料投入量（窒素換算）	農業者，営農集団等	4,720t / 年	4,000t / 年
エコファーマーの認定	茨城県	3,628人	5,000人
施肥田植機の導入	農業者，営農集団等	3,720台	4,520台

市街地対策

国、県及び市町村は、道路・雨水排水路の清掃の強化を図るとともに、歩道や側溝等については、地元住民の協力を得て清掃を実施するなど、市街地からの汚濁物質の流出抑制に努める。

なお、市街地からの流出水については、流出実態に不明な点の多いことから、関係機関が連携して調査研究に取り組み流出実態の把握に努め、効果的な浄化対策を推進する。

流出水対策地区における重点的な対策の実施

湖沼水質保全特別措置法第25条～第28条の規定に基づき、下記の地区を流出水対策地区に指定し、流出水対策推進計画（別添）を定めるとともに、同計画に基づき農地・市街地対策を重点的に実施する。

流出水対策地区の指定

水域	流出水対策地区	主な対策
霞ヶ浦（西浦）	山王川流域	道路清掃等の市街地対策，適正な施肥指導等の農地対策
北浦	鉾田川流域	道路清掃等の市街地対策，家畜ふん尿の農地直接還元から液肥化・浄化処理への転換等の畜産対策，適正な施肥指導等の農地対策

(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策

畜舎等に係る排水濃度規制及び構造・使用規制

日平均排水量が7.5m<sup>3</sup>以上の畜舎からの排水に対しては、水質汚濁防止法並びに茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づき濃度規制を実施するとともに、濃度規制の対象とならない指定施設，準用指定施設に対しては、湖沼水質保全特別措置法に基づく構造・使用に係る基準の遵守の徹底を図る。

家畜排せつ物の管理の方法に関する基準の遵守

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理基準のうち、家畜排せつ物の管理の方法に関する基準に定める管理がなされるよう、県は事業者に対し必要な指導及び助言，勧告及び命令を行うほか、必要な限度において報告の徴収及び立入検査を実施し適正な利活用を推進する。

また、家畜排せつ物を適正に利用することが困難な経営体にあつては、畜舎の新増設を抑制するとともに、必要に応じ畜舎構造の改善や飼育頭数の適正化等を指導する。

家畜排せつ物の管理の方法に関する啓発等

家畜排せつ物については、醗酵後の農地還元を徹底するとともに、その循環利用を進めるため、良質たい肥

の流域外など流通の広域化や農地外への有効利用を推進する。

また、たい肥に関する情報の積極的な提供や、畜産農家と耕種農家との連携による適正なたい肥利用を進める。

液状物については、浄化すること等により農地への還元負荷を低減するほか、経営内のリサイクル等高度処理への取組を推進するとともに、汚水を浄化放流するための方策について調査検討する。

#### 畜産業に係る汚濁負荷削減対策

	実施主体	現状 (平成17年度)	目標 (平成22年度)
特殊肥料生産・販売業者届出数	畜産業者、営農集団等	303件	500件

#### (4) 漁業に係る浄化対策

##### 網いけす養殖業に係る汚濁負荷対策

湖内の網いけす養殖業については、環境に配慮した養殖を実践するため、湖沼水質保全特別措置法の規定に基づき指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準の定める条例 (平成14年茨城県条例第58号) に基づき、餌料の投与、死魚の適正処理に関する基準について、その遵守の徹底を図るとともに、低蛋白・高カロリーの改善餌料の使用徹底や養殖生産規模の削減を図るなど、網いけす養殖業に係る汚濁負荷の低減を推進する。

また、網いけす周辺の水質・底質調査を行って、その実態を明らかにするよう努める。

なお、コイの網いけす養殖業については、平成15年に発生したコイヘルペスウイルス病の影響により中断されている。

##### 漁獲による浄化対策

水産資源の維持増大のためのウナギ種苗の放流や魚介類の産卵・育成の場となる水生植物帯の造成等によって漁獲量の向上を図るとともに、外来魚等の回収を図るなどして、漁獲による窒素及びりん湖外への持ち出しを促進する。

##### 漁獲による浄化対策

	実施主体	現状 (平成17年度)	目標 (平成22年度)
漁獲量	茨城県	2,061t / 年 (425t / 年)	2,200t / 年 (400t / 年)
ウナギ種苗放流量		2,483kg / 年	2,500kg / 年

( ) 内は、漁獲量のうち、外来魚の回収量を示す。

#### (5) 工場・事業場排水対策

##### 各種規制措置の実施状況

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、日平均排水量が20<sup>m</sup>以上である特定事業場及び湖沼水質保全特別措置法のみなし指定地域特定施設を設置する事業場に対し、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等に係る上乘せ排水基準を適用している。

また、湖沼水質保全特別措置法に基づき、日平均排水量が50<sup>m</sup>以上である新增設の湖沼特定事業場に対しては、排水負荷量規制基準を適用している。

湖沼水質保全特別措置法施行令第6条に基づく指定施設及び湖沼水質保全特別措置法施行令第10条に基づく準用指定施設については、構造及び使用の方法に関する基準を定めている。

##### 工場・事業場に対する規制の強化

湖沼水質保全特別措置法に基づく負荷量規制の対象事業場の拡大や日平均排水量が20<sup>m</sup>未満の小規模特定事業場に対する排水基準の適用、さらに、総面積等が一定規模未満であったためこれまで未規制となっていた事

業場についても規制対象するなど、工場・事業場から排出される汚濁物質の削減を図る。

(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保全

森林の保全・整備，創出

水質の浄化などの水源かん養機能や土砂流出防止機能などの公益的機能を有している森林の荒廃と減少を抑制するため、保安林の適切な管理等を進めるとともに、市町村が主体となり、森林所有者等と平地林の保全協定等を締結し、下刈りや除・間伐，簡易な防災施設（木柵等）の設備を実施する。

また、手入れの行き届いていない平地林（里山林）の整備と保全を図るため、地域住民等を含めた協議会を設立し活動計画を策定するなど、地域が一体となり継続的に森林保全活動を推進する。

さらに、遊休地等に造林を進め新たな森林の創出を図り、水源かん養機能の増進に努める。

平地林（里山林）の保全・整備

	実施主体	現状（平成17年度）	目標（平成22年度）
森林整備面積	市町村	914ha	1,122ha

湖岸の自然環境の保全・再生

国は、多様な動植物の生育・生息空間として重要であり、水質浄化機能も期待されている湖岸植生帯の保全・再生を推進するとともに、沿岸住民および関係行政機関等と連携して、各湖岸の特性と調和した魅力的な湖岸景観についても保全・形成を図る。

(7) 水循環回復等の対策

健全な水循環の保全を目指して、湖沼の水質保全に効果のある湧水の保全・再生，市街地における雨水浸透枡の設置促進等の水循環回復に係る対策を推進するとともに、それらの対策を進めるために、湖沼と地域住民とのふれあい等を通じて普及啓発を図る。

5 その他水質保全のために必要な措置

(1) 地域住民等に対する知識の普及と意識の高揚

情報発信

茨城県は、水質浄化対策の推進のため、霞ヶ浦や河川の動向や水質，本計画に基づく対策の実績量，霞ヶ浦環境科学センターをはじめとする研究機関において取り組んでいる研究成果，環境保全に取り組む団体の活動状況等について収集・整理し，国，県及び市町村の広報誌やインターネット等を活用して積極的な発信を行う。

環境学習・啓発活動の実施

茨城県は、小学生や中学生が，霞ヶ浦をはじめ県内の環境について楽しく学びながら学習し，身の回りの環境を大切にすることを育むことができるよう，霞ヶ浦環境科学センターの展示室等を活用した体験型の環境学習に取り組むとともに，霞ヶ浦周辺の自然観察会や野外講座等，幅広い年代が参加できる環境学習事業を実施するなど，霞ヶ浦を身近に感じることでできる機会を提供する。

また，家庭や地域でできる浄化活動やごみの回収などの実践を促し，その定着を図るとともに，霞ヶ浦湖畔における自然や人との交流を通して水質浄化意識の向上を図るための事業に取り組む。

さらに，霞ヶ浦に流入する河川の上流から下流までのお互いに連携して水質浄化に取り組めるよう，住民と行政等が一体となった新たな浄化運動の仕組みづくりを推進する。

地域住民等の参画の促進

茨城県は，本計画に基づく対策の実施において，地域住民等の理解と積極的な参画が得られるよう，啓発の機会や場を設けるとともに，計画の評価に当たっても広く住民の参画を図るため，説明会や意見交換会の開催等に努める。

また、本計画に掲げる事業をより一層広範にきめ細やかに推進するために、地域や住民団体の自主性、主体性を尊重しつつ、それらの有している創造力・企画力を生かし、休耕田を活用した水質浄化事業など、地域住民や団体等の水質浄化への取り組みを積極的に支援する。

(2) 霞ヶ浦及び流入河川の水質状況の把握

国、茨城県及び独立行政法人水資源機構は、霞ヶ浦及び流入河川の水質の状況を的確に把握するため定期的に水質の監視、測定を実施するとともに、降雨時や小河川において水質調査を実施するなど、対策に必要な湖内や河川の情報を把握するためのモニタリングを実施し、その結果を評価・解析する。

(3) 霞ヶ浦環境科学センターと関係機関との連携による調査研究の推進

茨城県は、霞ヶ浦環境科学センターを拠点とし、大学や調査研究機関と連携して、流域からの汚濁負荷の流出及び湖内における生態系も含めた汚濁メカニズム、植生帯の有する浄化効果、難分解性有機物の発生抑制等の調査研究を進めるとともに、本計画に基づく対策の効果を評価するために、畜産、農地、山林、市街地などからの負荷について調査研究に組み込み、流域から湖内に流入する負荷量の把握に努める。これらの調査研究の成果や研究情報等については、一元的に収集・整理・提供することにより、情報の共有化を図る。

(4) 関係者の連携・協力による計画推進体制の整備

本計画を効果的かつ確実に推進するためには、住民・事業者・研究者・行政の4者が、住民、事業者といった各主体で連携するとともに、住民と研究者、事業者と行政といった各主体相互の連携が不可欠である、そのため、各主体が幅広く連携・協力できる体制の整備を進め、将来的に4者のネットワーク化を目指す。

また、本計画を着実に推進するために、各事業の進捗状況や対策効果の検証等を関係者間で積極的に行う。

(5) 事業者等に対する助成

政府系金融機関による融資制度とともに、県及び市町村の融資制度等の活用により、事業者による污水处理施設等の整備を推進する。

(6) 開発行為等における配慮

流域内において開発行為等を行う際には、本計画の内容を踏まえ、霞ヶ浦の水質汚濁の要因とならないよう十分に配慮する。

(別添)

山王川流域における流出水対策推進計画

1 流出水対策の実施の推進に関する方針

(1) 取組目標

石岡市の中心部を流下し霞ヶ浦（西浦）に流入する山王川の水質は、平成17年度に環境基準点（所橋）において、COD，全窒素，全りん（りん）の平均値は、それぞれ5.9mg / リットル，3.5mg / リットル，0.29mg / リットルであった。

10年前と比較すると水質は改善されつつあるが、第5期の霞ヶ浦に係る湖湖水質保全計画の目標値を達成するには、なお一層の水質浄化に向けた取り組みが必要である。

山王川は石岡市の中心部を流れていることから市街地系の負荷割合が高く、CODで見ると面源負荷に占める市街地系の負荷は5割以上を占めている。したがって、山王川の水質改善のためには市街地からの流出水対策に重点的に取り組む必要がある。

(2) 実施体制

流出水対策地区（山王川流域）においては、県と市が主体となって地元住民や住民団体等の協力を得ながら、汚濁物質の山王川への流入を防ぐために道路清掃活動を促進する。また、適正な施肥指導等の農地対策を推進するとともに、廃油回収やアクリルタワシの普及啓発等の生活排水対策事業に取り組む。

2 流出水の水質を改善するための具体的対策に関すること

	対 策	実施主体	実施時期	実施場所	目標 (平成22年度)
1	道路の清掃	住民	通年	地区内中心部の市道	週1回の清掃活動の実施
2	市道の維持管理	市	通年	地区内市道	週1回の巡回の実施
3	県道の維持管理	県	通年	地区内県道	月2回の巡回の実施

3 流出水対策に係る啓発に関すること

県は、パンフレットの作成や説明会を開催し、対策地区の取組目標、対策、実施主体、実施時期、対策を講じる場所等について説明するとともに、対策実施の啓発に努める。

4 その他関係する具体的な啓発活動

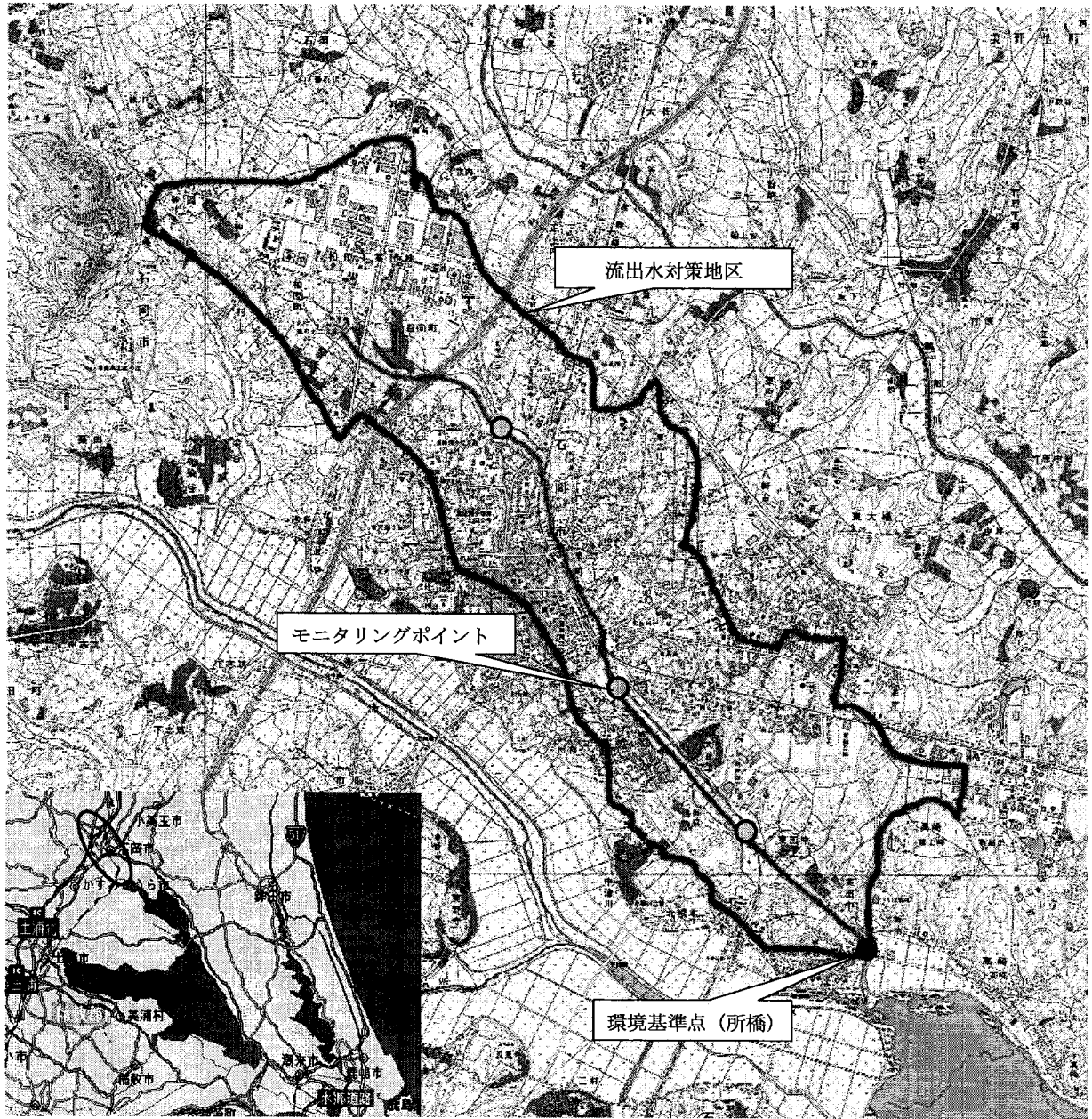
取組内容	実施主体	実施時期	実施場所	目標 (平成22年度)
アクリルタワシの普及促進	住民団体， 県	通年	地区内の小中学校等	年4回の講習会の開催
家庭用廃油の使い切り及び回収	住民団体	通年	地区内の各家庭	年間1,000リットルの回収

5 必要な措置に関すること

県は、対策の効果を把握するために、以下の水質測定を実施する。

測定項目	実施時期，頻度	場所
COD，窒素，りん，SS	3ヶ月ごとに年4回実施	3箇所

### 流出水対策地区 (山王川)





銚田川流域における流出水対策推進計画

1 流出水対策の実施の推進に関する方針

(1) 取組目標

銚田市の中心部から北浦に流れる銚田川の水質は、過去10年間の環境基準点（旭橋）の推移を見ると、COD、全りんについてほぼ横ばいであるものの、全窒素が平成8年には5.6mg/リットルから平成17年には約9mg/リットルと2倍近く上昇しており、霞ヶ浦の富栄養化防止の観点からも早急な対策が必要である。

銚田市の全窒素における汚濁負荷割合をみると、畜産系が約50%、面源系が約30%、生活系が約20%となっている。

このような状況から、家畜排せつ物の適正処理や農地における適正施肥の促進、道路の清掃など様々な汚濁発生要因に応じた効果的な対策を行うものとする。

(2) 実施体制

流出水対策地区（銚田川流域）においては、県と市が主体となって地元の農家、住民、住民団体等の協力を得ながら、家畜排せつ物の適正処理や農地における適正な施肥指導等の農地対策、生活道路などの清掃活動等を促進する。

2 流出水の水質を改善するための具体的対策に関すること

	対 策	実施主体	実施時期	実施場所	目標 (平成22年度)
1	家畜排せつ物の適正処理の促進	県, 畜産農家	通年	地区内畜産農家	家畜ふん尿の耕地への直接還元 の解消 (H17: 48戸 H22: 0戸)
2	道路の清掃	住民, 市	適宜決定	地区内生活道路	年 2 回の実施
		住民団体	通年	県道水戸銚田佐原線の1.5km 区間	月 1 回の実施
3	県道の維持管理	県	通年	地区内県道	月 2 回の巡回の実施

3 流出水対策に係る啓発に関すること

県は、パンフレットの作成や説明会を開催し、対策地区の取組目標、対策、実施主体、実施時期、対策を講じる場所等について説明するとともに、対策実施の啓発に努める。

4 その他関係する具体的な啓発活動

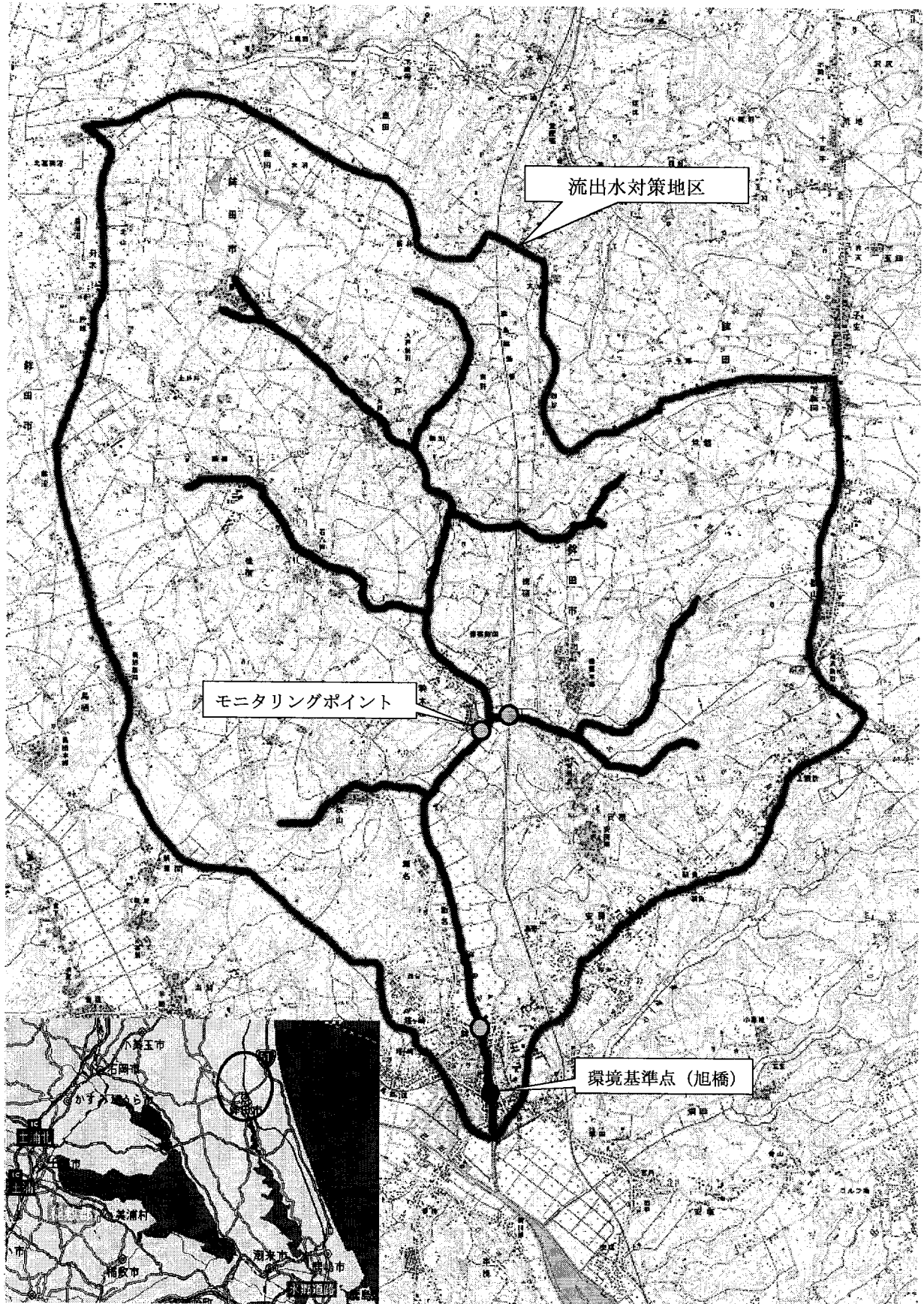
取組内容	実施主体	実施時期	実施場所	目標 (平成22年度)
アクリルタワシの普及促進 等生活排水対策	住民団体, 県	適宜決定	学校, 公民館	年数回の講習会の開催

5 必要な措置に関すること

県は、対策の効果を把握するために、以下の水質測定を実施する。

測定項目	実施時期, 頻度	場所
COD, 窒素, りん, SS	3ヶ月ごとに年4回実施	3箇所

### 流出水対策地区（鉾田川）



## 茨城県告示第376号

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱（平成 5 年茨城県告示第1243号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 条中「療養病床」を「病床」に改める。

第 5 条中「及び結核病床」を「、結核病床及び感染症病床」に改め、「一般病床」の前に「療養病床及び」を加える。

付 則

この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

## 茨城県告示第377号

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱（平成 5 年茨城県告示第1243号）第 3 条の規定に基づく事前協議の指定期間等について、次のとおり定めた。

平成19年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 受付期間

平成19年 4 月 1 日から平成19年 9 月30日まで

## 2 提出場所

- (1) 病院の開設及び診療所の病床の設置にあつては、当該病院の開設又は診療所の病床の設置をしようとする市町村を管轄区域とする保健所
- (2) 病院の病床の増加及び病床の種別の変更（一般病床と療養病床間の変更を除く。）並びに診療所の病床数の増加にあつては、当該病院又は診療所が立地する市町村を管轄区域とする保健所

## 3 事前協議書の様式

別紙様式のとおり

別紙様式 (病院用)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称)

(電話番号)

## 病 院 の 開 設 等 に 係 る 事 前 協 議 書

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

## 記

病院の開設等の区分	・病院の開設		・病床数の増加		・病床の種別の変更																																														
	注 該当するものを で囲むこと。																																																		
新設又は増床する病床数	一般病床	床	療養病床	床	感染症病床	床	計	床																																											
現在開設している病院の概要	<p>1 病院の所在地及び名称</p> <p>2 病床数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>一 般</th> <th>療 養</th> <th>精 神</th> <th>結 核</th> <th>感 染 症</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可病床 a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 況 b</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病床利用率 b / a</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 「現況」の項は、原則として過去1年間の月末在院患者数の平均を記入すること。 なお、一覧表を添付すること。</p> <p>注2 「病床利用率」の項は、小数点以下第1位未満を四捨五入すること。</p> <p>3 医師数並びに看護師数、准看護師数及び看護補助者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>標準数 a</th> <th>現 況 b</th> <th>充足率 b / a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医 師 数</td> <td></td> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>看護師数及び 准看護師数</td> <td></td> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>看護補助者数 (療養病床を有する病院のみ)</td> <td></td> <td></td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 「標準数」欄は、過去1年間の月末在院患者数の平均及び1日平均通院患者数の平均をもとに人員配置基準についての医療法施行規則第19条、第22条の2若しくは第43条の2、第49条又は医療法施行規則等の一部を改正する規則附則第20条の各規定に基づき算定した数を記入すること。</p> <p>注2 「充足率」欄は、小数点以下第1位未満を四捨五入すること。</p>							区 分	一 般	療 養	精 神	結 核	感 染 症	計	許可病床 a							現 況 b							病床利用率 b / a	%	%	%	%	%	%	区 分	標準数 a	現 況 b	充足率 b / a	医 師 数			%	看護師数及び 准看護師数			%	看護補助者数 (療養病床を有する病院のみ)			%
区 分	一 般	療 養	精 神	結 核	感 染 症	計																																													
許可病床 a																																																			
現 況 b																																																			
病床利用率 b / a	%	%	%	%	%	%																																													
区 分	標準数 a	現 況 b	充足率 b / a																																																
医 師 数			%																																																
看護師数及び 准看護師数			%																																																
看護補助者数 (療養病床を有する病院のみ)			%																																																

## 病院開設等の概要

## 1 開設又は増床する病床の概要

## (1) 用途別病床数

病床の用途	病床数	内 容
計		

注 開設又は増加する病床の用途別の内訳を記入し、その内訳ごとに内容を記入すること。

(例...救急用として一般病床 20床 ICU等)

## (2) 名称等 (新規開設の場合のみ記入すること。)

病 院 名		
開設の場所		
診 療 科 目		
管理者	住 所	
	氏 名	

## 2 必要性

(病院開設又は増床について、地域の実情や貴病院の果たそうとする役割などから、当該用途の病床の必要性を具体的に記入すること。)

## 施設計画の概要

## 1 病棟等の新・増改築について

(1) 新・増改築の区分 ( で囲むこと。)

( ・新病棟の建設 ・既存病棟の増築 ・既存病棟の改修 ・その他... )

(2) 施設設備の概要

構 造 等	造	地上	階	地下	階
延べ床面積				m <sup>2</sup>	
病 室 数					
病棟以外の施設					

注 1 新・増改築の建物全体で記入すること。

注 2 「各病室の概要」を別葉で添付すること。

注 3 「病棟以外の施設」には、病棟整備と併せて診察室、検査室などの整備を行う場合は記入すること。

注 4 建物の平面図を添付すること。

## 2 病院敷地の状況 (新たに病院敷地として取得又は賃借等する場合のみ記入すること。)

面 積	m <sup>2</sup>
自己所有, 借地の別	
借地の場合は, 借地 契約又は同意書の有 無	

注 敷地の平面図及び周辺の見取図を添付すること。

## 3 スケジュールについて

(設計から許可申請, 工事着工及び完成, 運営開始までの予定を記入すること。)

## 4 概算工事費及び資金計画

(用地取得・建設費等に区分し記入するとともに, その資金計画を記入すること。)

医療従事者の状況 (平成19年10月 1 日以降の状況を記入すること。)

(開設又は変更許可後の病床数)

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	計

(医師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(歯科医師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(薬剤師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(看護師及び准看護師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(看護補助者)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(栄養士)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(理学療法士及び作業療法士)

従事者数

注 1 「標準数」欄に記載した「標準数」については、算出表を添付すること。

注 2 「充足率」欄は、小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。

注 3 医療従事者の確保の見込みがあることを証明する書類等を添付すること。

別紙様式 (診療所用)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称)

(電話番号)

## 診 療 所 の 病 床 の 設 置 等 に 係 る 事 前 協 議 書

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

## 記

設置予定病床数	一般病床	床	療養病床	床	計	床
現在開設している診療所の概要	1 診療所の所在地及び名称  2 診療科目  3 管理者の住所及び氏名  4 病床数  5 医師数 ・常勤 (            人) ・非常勤 (           人)  6 従事者数 ・看護師及び准看護師数 (            人) ・看護補助者数 (            人) ・その他の従事者の職種及び人数 (                            人)					
	注 看護師及び准看護師数並びに看護補助者数については、過去1年間の月末在院患者数の平均及び1日平均通院患者数の平均をもとに人員配置基準についての医療法施行規則第21条の2又は医療法施行規則等の一部を改正する規則附則第23条の規定により算定した数を記入すること。					



## 施設計画の概要

## 1 必要性

(病床の設置の必要性について、地域の実情や患者の状況などから具体的に記入すること。)

## 2 病床の設置基準について

- |                |       |                  |  |
|----------------|-------|------------------|--|
| (1) 病室定員       | (     | 人)               | 基準：療養のみ 4 人以内  |
| (2) 1 人当たり病室面積 | (     | m <sup>2</sup> ) | 基準：療養6.4m <sup>2</sup> 以上，一般4.3m <sup>2</sup> (個室は6.3m <sup>2</sup> ) 以上 |
| (3) 廊下幅        | 片廊下 ( | m)               | 基準：療養新設1.8m以上，一般 (10床以上) 及び療養既存1.2m以上                                    |
|                | 中廊下 ( | m)               | 基準：療養新設2.7m以上，一般 (10床以上) 及び療養既存1.6m以上                                    |
| (4) 機能訓練室面積    | (     | m <sup>2</sup> ) | 基準：療養のみ  |
| (5) 食堂面積       | (     | m <sup>2</sup> ) | 基準：療養患者 1 人当たり 1 m <sup>2</sup> 以上                                       |
| (6) 談話室        | (     | m <sup>2</sup> ) | 基準：療養のみ  |
| (7) 浴室         | (     | m <sup>2</sup> ) | 基準：特殊浴槽の有無 ( 有 ・ 無 ) 療養のみ  |

注 1 (2), (3)及び(7)については、該当する方を で囲むこと。

注 2 「各病室の概要」を別葉で添付すること。

注 3 建物の平面図を添付すること。

## 3 敷地の状況 (新たに診療所敷地として取得又は賃借等する場合のみ記入すること。)

- |                          |   |       |     |   |
|--------------------------|---|-------|-----|---|
| (1) 自己所有, 借地の別           | ( | ・自己所有 | ・借地 | ) |
| (2) 借地の場合は, 借地契約又は同意書の有無 | ( | ・有    | ・無  | ) |

注 敷地の面積, 平面図及び周辺の見取図を添付すること。

## 4 スケジュールについて

(設計から許可申請, 工事着工及び完成, 運営開始までの予定を記入すること。)

## 5 概算工事費及び資金計画

(用地取得・建設費等に区分し記入するとともに, その資金計画を記入すること。)

## 医療従事者の状況

(病床設置後の病床数)

療養病床	一般病床	計

(医師)

従事者数

(看護師及び准看護師)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

(看護補助者)

標準数	a	従事者数	b	充足率	b / a
					%

注1 「標準数」欄は、医療法施行規則第21条の2又は医療法施行規則等の一部を改正する規則附則第23条の規定により常勤換算した数を記入すること。

注2 「充足率」欄は、小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

注3 医療従事者の確保の見込みがあることを証明する書類等を添付すること。

## 茨城県告示第378号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定により、次の医療機関は、指定を辞退したので公告する。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 【申請】8件

	管轄保健所	名 称	所 在 地	指定年月日
1	水戸	さつき薬局渡里店	水戸市渡里町字新田後2691 - 3 - 2	平成19年 1月30日
2	水戸	大場内科クリニック	水戸市酒門町275番 3	平成19年 2月 2日
3	日立	コスモ調剤薬局日高店	日立市日高町 3 - 8 - 4	平成19年 1月31日
4	鉾田	たまづくり調剤薬局	行方市玉造五反田甲510 - 4	平成18年12月 5日
5	土浦	大石内科クリニック	土浦市大岩田2472	平成19年 1月25日
6	土浦	明友薬局荒川沖東店	稲敷郡阿見町荒川本郷1366 - 6	平成19年 1月30日
7	土浦	調剤薬局ツルハドラッグ土浦小松店	土浦市小松一丁目 4 - 27	平成19年 2月15日
8	筑西	やまぐち薬局 関城店	筑西市舟生1059	平成19年 2月 1日

## 【辞退】1件

	管轄保健所	名 称	所 在 地	辞退年月日
1	水戸	薬局くすりの福太郎水戸店	水戸市六反田町1000 - 2	平成18年 8月31日

## 茨城県告示第379号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成19年 3月16日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 柳 田 智 美

住 所 茨城県小美玉市納場313番地 2

## 茨城県告示第380号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人 杏仁会	介護老人保健施設 梨花苑	筑西市木戸348	通所リハビリテーション	平成19年 2月28日

## 茨城県告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
古河市	三和町居宅介護支援事業所	古河市仁連2065	居宅介護支援	平成17年9月12日

## 茨城県告示第号382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の9の規定により告示する。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人 杏仁会	介護老人保健施設 梨花苑	筑西市木戸348	介護予防通所リハビリテーション	平成19年2月28日

## 茨城県告示第383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸 二

## (2) 住所

栃木県小山市卒島1293番地

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品 ひたち野牛久店

牛久市下根町字ヤツノ上437番地 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前10時～午後 8 時

(変更後) 午前 8 時30分～午後10時30分

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前10時～午後 8 時

(変更後) 午前 7 時～午後 9 時

(3) 変更する年月日

平成19年 4 月 1 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市卒島1293番地	河 内 伸 二

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,900㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 135台

(イ) 駐輪場の収容台数 10台

(ウ) 荷さばき施設の面積 22㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 36㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の出入口の数

3箇所

3 届出年月日

平成19年 3 月 9 日

茨城県告示第384号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成19年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河 内 伸 二

(2) 住所

栃木県小山市卒島1293番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品 荒川沖店

稲敷郡阿見町大字荒川沖字住吉1891番地 1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 7 時30分

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前10時～午後 7 時30分

(変更後) 午前 8 時30分～午後 9 時

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前10時～午後 7 時30分

(変更後) 午前 7 時～午後 9 時

(3) 変更する年月日

平成19年 4 月 1 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市卒島1293番地	河 内 伸 二

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,640m<sup>2</sup>

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 90台

(イ) 駐輪場の収容台数 10台

(ウ) 荷さばき施設の面積 39m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 20m<sup>3</sup>

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の出入口の数

4 箇所

## 3 届出年月日

平成19年 3 月 9 日

## 茨城県告示第385号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・マルヘイ鹿嶋店

鹿嶋市大字宮津台4757番 2 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成18年11月27日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,810m<sup>2</sup>(変更後) 2,572m<sup>2</sup>

## (イ) 駐車場の収容台数

(変更前) 105台

(変更後) 137台

## (ロ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 50台

(変更後) 75台

## (ハ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 117m<sup>2</sup>(変更後) 156m<sup>2</sup>

## (ニ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 26m<sup>3</sup>(変更後) 35m<sup>3</sup>

## (ホ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3 箇所

(変更後) 4 箇所

(3) 届出年月日  
平成18年11月10日

2 市町村の意見  
特になし

茨城県告示第386号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、平成19年 3月26日付けで同法第34条に規定する業務を行う者として次の法人を指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第 2 項の規定により公示する。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 社会福祉法人 白銀会
- 2 住 所 茨城県石岡市鹿の子四丁目16番52号
- 3 事務所の所在地 茨城県石岡市鹿の子四丁目16番52号

茨城県告示387号

茨城県県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第 2 条の規定により、平成19年度の普通職業訓練短期課程（離転職者訓練，委託訓練活用型デュアルシステム）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 離転職者訓練の訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等

学 院 名	訓 練 の 種 類	普 通 職 業 訓 練			
	訓 練 課 程	短 期 課 程			
	区 分	訓 練 科 名	定 員	訓 練 期 間	訓 練 開 始 月
茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	職業転換能力開発訓練				
	施設内訓練	総合ビジネス科	40人	6ヶ月	4月，10月
	施設外訓練	オフィスビジネス科	20人	6ヶ月	7月
	就職支援能力開発訓練				
	施設外訓練	造園科	5人	3ヶ月	9月
	緊急雇用対策訓練				
	施設外訓練	IT実務科	20人	3ヶ月	6月
		介護サービス科	30人	4ヶ月	6月
	母子家庭等就業能力開発訓練				
	施設外訓練	IT実務科	5人	3ヶ月	6月
茨城県立日立産業技術専門学院	職業転換能力開発訓練				
	施設内訓練	パソコンCAD科	30人	6ヶ月	4月，10月
	施設外訓練	O A ビジネス科	20人	6ヶ月	5月



	緊急雇用対策訓練				
	施設外訓練	I T 実務科	15人	3ヶ月	8月
	母子家庭等就業能力開発訓練				
	施設外訓練	I T 実務科	5人	3ヶ月	12月
茨城県立鹿島 産業技術専門学校	職業転換能力開発訓練				
	施設内訓練	建築科	10人	1年	4月
	就職支援能力開発訓練				
	施設外訓練	造園科	3人	3ヶ月	9月
		グリーンサービス科	3人	3ヶ月	9月
	緊急雇用対策訓練				
施設外訓練	介護サービス科	15人	2ヶ月	10月	
	母子家庭等就業能力開発訓練				
	施設外訓練	I T 即戦実務科	5人	3ヶ月	10月
茨城県立土浦 産業技術専門学校	職業転換能力開発訓練				
	施設内訓練	服飾ソーイング科	40人	6ヶ月	4月, 10月
	施設外訓練	オフィスビジネス科	20人	6ヶ月	6月
	就職支援能力開発訓練				
	施設外訓練	造園科	10人	3ヶ月	10月
	緊急雇用対策訓練				
施設外訓練	パソコンCAD科	15人	3ヶ月	8月	
	母子家庭等就業能力開発訓練				
	施設外訓練	パソコンCAD科	5人	3ヶ月	8月
茨城県立筑西 産業技術専門学校	職業転換能力開発訓練				
	施設内訓練	溶接科	20人	6ヶ月	4月, 10月
	就職支援能力開発訓練				
施設外訓練	造園科	5人	3ヶ月	9月	
緊急雇用対策訓練					
施設外訓練	介護サービス科	15人	2ヶ月	6月	
茨城県立古河 産業技術専門学校	緊急雇用対策訓練				
	施設外訓練	CADマスター科	10人	3ヶ月	9月
	母子家庭等就業能力開発訓練				
施設外訓練	パソコンIT活用科	5人	3ヶ月	6月	

## \* 訓練対象者

職業転換能力開発訓練は、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者とする。

就職支援能力開発訓練は、公共職業安定所長の職業訓練受講指示等を受けた雇用保険受給資格者である中高年離職者（雇用保険の受給資格に係る離職の日において45歳以上65歳未満の者）とする。

緊急雇用対策訓練は、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者とする。

母子家庭等就業能力開発訓練は、4～5日間の準備講習を受講し、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者である母子家庭の母等とする。

## 2 委託訓練活用型デュアルシステムの訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等

学 院 名	訓 練 の 種 類		普 通 職 業 訓 練			
	訓 練 課 程		短 期 課 程			
	区 分	訓 練 科 名	定 員	訓 練 期 間	訓 練 開 始 月	
茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	委託訓練活用型デュアルシステム					
	施設外訓練	介護サービス科	20人	教育訓練2ヶ月 + 職場実習1ヶ月	9月	
茨城県立日立産業技術専門学院	委託訓練活用型デュアルシステム					
	施設外訓練	I T 実 務 科	10人	教育訓練3ヶ月 + 職場実習1ヶ月	12月	
茨城県立鹿島産業技術専門学院	委託訓練活用型デュアルシステム					
	施設外訓練	I T 即 戦 実 務 科	10人	教育訓練3ヶ月 + 職場実習1ヶ月	7月	
茨城県立筑西産業技術専門学院	委託訓練活用型デュアルシステム					
	施設外訓練	パ ソ コ ン 活 用 科	10人	教育訓練3ヶ月 + 職場実習1ヶ月	9月	
茨城県立古河産業技術専門学院	委託訓練活用型デュアルシステム					
	施設外訓練	パ ソ コ ン I T 活 用 科	20人	教育訓練3ヶ月 + 職場実習1ヶ月	6月	

## \* 訓練対象者

委託訓練活用型デュアルシステムは、おおむね35歳以下の求職者であって、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた者とする。

## 茨城県告示第388号

北浦土地改良区から平成19年3月6日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成19年3月20日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般に縦覧に供する。

平成19年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 408号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市山木字平ノ前1638番4地先から つくば市山木字平ノ前1643番1地先まで	旧	メートル 最大 36.0 最小 31.0	メートル 30	
	新	最大 33.4 最小 31.0	30	不 用 地 除 外

茨城県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 355号
- 2 供用開始の区間 笠間市大字来栖字五反田586番5地先から  
笠間市大字石井字向畑456番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月28日

茨城県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常陸那珂港山方線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市岩手町字明神下1139番5地先から  
常陸太田市岩手町字中島216番6地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月26日

茨城県告示第392号

昭和45年11月24日付け茨城県告示第1527号で告示した河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域について、一部廃止が生じたので同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

平成19年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 河川の名称 利根川水系桜川
- 2 一部廃止する河川区域の位置  
つくば市大字君島字橋本964番1からつくば市大字君島字橋本976番2まで

茨城県告示第393号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のと

おり告示する。

なお、関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

平成19年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 河川の名称 利根川水系桜川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成19年 3 月26日

3 廃川敷地の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
つくば市大字君島字橋本976番 2 から	土 地	748.65㎡
つくば市大字君島字鹿島954番 1 地先まで		

茨城県告示第394号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県鉾田土木事務所において縦覧に供する。

平成19年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 区域の名称

二重作地区 急傾斜地崩壊危険区域

2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次右回りに結んだ線、及び標柱 9 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市郡名	町村名	大字名	字名	地 番	標柱番号	備 考
鉾田市		二重作	馬杭田	790		
"		"	"	791		
"		"	西ノ原	792		
"		"	"	821		
"		"	"	819 3		
"		"	"	820		
"		"	西ノ原久保	835		
"		"	西ノ原	819 2		
"		"	馬杭田	1466 1		

茨城県告示第395号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、台町土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 台町土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 つくば市谷田部6384番地

事 業 施 行 期 間 自 平成元年 5 月18日

至 平成19年 3 月31日

施 行 地 区 つくば市大字谷田部字薬師下, 字台成井, 字上ノ出口, 字台町, 字富士塚, 字上ノ原, 字中塚, 字善正及び字下出口の各一部

つくば市大字上横場字道心塚及び字善正の各一部の区域

設 立 認 可 の 年 月 日 平成元年 5 月18日

## 2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成元年 5 月18日

至 平成20年 3 月31日

## 3 変更認可の年月日 平成19年 3 月26日

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

## 茨城県公安委員会告示第 5 号

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第22条第 2 項第 1 号及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則 (平成17年国家公安委員会規則第18号) 附則第 2 条に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成19年 3 月26日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

## 1 講習に係る警備業務の区分及び講習期間

## (1) 警備業法第 2 条第 1 号に規定する警備業務

ア 平成19年 5 月 8 日 (火) から 5 月11日 (金) までの 4 日間

イ 平成19年 5 月21日 (月) から 5 月24日 (木) までの 4 日間

## (2) 警備業法第 2 条第 2 項に規定する警備業務

ア 平成19年 5 月14日 (月) から 5 月16日 (水) までの 3 日間

イ 平成19年 5 月28日 (月) から 5 月30日 (水) までの 3 日間

## (3) 警備業法第 2 条第 4 号に規定する警備業務

平成19年 5 月17日 (木) から 5 月18日 (金) までの 2 日間

## 2 講習場所

茨城県水戸市水府町864番地の 4 茨城県職業人材育成センター

## 3 受講定員

(1) 警備業法第 2 条第 1 号及び同法第 2 条第 2 号に規定する警備業務については, それぞれ60名とする。

(2) 警備業法第 2 条第 4 号に規定する警備業務については, 40名とする。

## 4 受講資格

警備業法の一部を改正する法律による改正前の警備業法第11条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証 (以下「旧警備員指導教育責任者資格者証」という。) を保有する者

## 5 受講申込手続

### (1) 事前申込

#### ア 申込方法

受講を希望する者は、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（講習受付専用電話029 - 301 - 0789）あて事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、代理人による申込、講習受付専用電話以外での受付は行わない。

#### イ 申込期間

##### (ア) 1の(1)のアに掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年 4月12日（木）から 4月13日（金）までの間の午前9時から午後5時まで

##### (イ) 1の(1)のイに掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年 4月17日（火）から 4月18日（水）までの間の午前9時から午後5時まで

##### (ウ) 1の(2)のアに掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年 4月24日（火）から 4月25日（水）までの間の午前9時から午後5時まで

##### (エ) 1の(2)のイに掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年 5月 1日（火）から 5月 2日（水）までの間の午前9時から午後5時まで

##### (オ) 1の(3)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年 5月 7日（月）から 5月 8日（火）までの間の午前9時から午後5時まで

ただし、各講習ともに定員になり次第締め切る。

### (2) 受講申込書の提出

#### ア 申込書提出期間

##### (ア) 1の(1)のアに掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年 4月18日（水）から 4月20日（金）までの午前9時から午後5時まで

##### (イ) 1の(2)のア及び 1の(3)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年 4月26日（木）から 4月27日（金）までの午前9時から午後5時まで

##### (ウ) 1の(1)のイ及び 1の(2)のイに掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年 5月 1日（火）から 5月 2日（水）までの午前9時から午後5時まで。

なお、各講習ともに代理人、郵送等による提出は認めない。

#### イ 申込書提出場所

茨城県内の各警察署生活安全課（係）

#### ウ 提出書類

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

(イ) 旧警備員指導教育責任者資格者証の写し 1枚

## 6 受講手数料及び納付方法

受講申込書提出の際、警備業法第2条第1号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料（23,000円）、警備業法第2条第2号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料（14,000円）、警備業法第2条第4号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料（10,000円）を、それぞれ茨城県収入証紙により納入すること。

なお、納入した受講手数料は返還しない。

## 7 受講時の携行品

筆記具、警備業関係法令集等

## 8 講習の委託

本講習は、社団法人茨城県警備業協会に委託して実施する。

## 9 その他

- (1) 本講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- (2) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課 (029 - 301 - 0110内線3033) へ問い合わせること。

~~~~~  
(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第31号

選挙管理委員会が、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として次の施設を指定した。

平成19年 3月26日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

指定した選挙管理委員会	施設の名称	施設の所在地
結城市選挙管理委員会	結城市民情報センター	結城市国府町一丁目1番地1
	結城市伝統工芸コミュニティセンター	結城市大字結城3018番地の1
	結城市小田林コミュニティセンター	結城市大字小田林1357番地の1
	結城市城南コミュニティセンター	結城市大字結城9142番地
	結城市南部中央コミュニティセンター	結城市大字結城6568番地

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

## 家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第4項により公示する。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発 生 年月日	転 帰	備 考
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	龍ヶ崎市	平成19年 3月8日	家畜伝染病予防法 第17条の規定により 殺処分	

~~~~~  
開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂市東木倉字山ノ神395番 2 , 同番 3 , 401番 , 408番 1

2 事業主の住所及び氏名  
石岡市杉並一丁目 7 番16号  
青木硝子株式会社  
代表取締役 青 木 正 紀

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂郡東海村大字村松字藤ヶ作2125番161, 同番162

2 事業主の住所及び氏名  
那珂郡東海村大字白方1749番地 1 (原子力機構富士の腰住宅 2 201)  
芳 賀 暢

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
鹿嶋市大字宮中字宮中野3862番 5

2 事業主の住所及び氏名  
神栖市大野原二丁目3862番 5  
高 瀬 健 二

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神栖市大野原八丁目2429番35

2 事業主の住所及び氏名  
埼玉県越谷市増森2830-15  
共同工業株式会社  
代表取締役 二 宮 幸 彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神栖市矢田部字荒匂3484番 1

2 事業主の住所及び氏名  
神栖市土合北二丁目 6 番 6 - 10  
安 藤 忠

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
龍ヶ崎市貝原塚町字大井戸1378番 3 , 1379番 1 , 1380番 1

2 事業主の住所及び氏名  
龍ヶ崎市中島町3867番地 3  
大 竹 康 雄

#### 道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。



平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指定年月日       | 申 請 者                           |                      | 道 路 の 位 置                    | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|-------------|---------------------------------|----------------------|------------------------------|--------------|---------------|
|                  |             | 氏 名                             | 住 所                  |                              | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 584 号 | 平成19年 3月19日 | 株式会社<br>ミツワ産業<br>代表取締役<br>日向寺 守 | 鹿嶋市大字大小志崎<br>789番地 3 | 鹿嶋市大字志崎字南高<br>貝崎190番 1, 同番15 | メートル<br>6.20 | メートル<br>47.15 |

| 指定番号             | 指定年月日       | 申 請 者                           |                      | 道 路 の 位 置            | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|-------------|---------------------------------|----------------------|----------------------|--------------|---------------|
|                  |             | 氏 名                             | 住 所                  |                      | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 586 号 | 平成19年 3月19日 | 株式会社<br>ミツワ産業<br>代表取締役<br>日向寺 守 | 鹿嶋市大字大小志崎<br>789番地 3 | 銚田市上幡木字左京<br>1428番 1 | メートル<br>4.10 | メートル<br>32.73 |

(警 察 本 部)

平成19年度茨城県警察官採用特別試験及び平成19年度茨城県警察官採用試験 (第 1 回) の実施

平成19年度茨城県警察官採用特別試験及び平成19年度茨城県警察官採用試験 (第 1 回) を次により行います。

平成19年 3月26日

茨城県警察本部長 宮 越 極

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 試験日(第 1 次) | 平成19年 5月13日 (日)             |
| 受 付 期 間    | 平成19年 3月26日 (月) ~ 4月18日 (水) |

## 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

## 試験区分，採用予定人員及び受験資格

| 試験区分          |        | 採用予定人員 | 受 験 資 格                                                                                    | 採用年月日          |
|---------------|--------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 採用特別<br>試 験   | 男性警察官A | 65名程度  | 昭和52年4月2日以降に生まれた人で，学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は人事委員会がこれと同等と認める人。ただし，平成19年10月1日から勤務可能な人に限る。 | 平成19年<br>10月1日 |
|               | 男性警察官B | 28名程度  | 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で，警察官Aの受験資格に該当しない人。ただし，平成19年10月1日から勤務可能な人に限る。                   |                |
| 採用試験<br>(第1回) | 男性警察官A | 50名程度  | 昭和53年4月2日以降に生まれた人で，学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは平成20年3月31日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれと同等と認める人。   | 平成20年<br>4月1日  |
|               | 女性警察官A | 5名程度   |                                                                                            |                |

なお，上記の資格に該当する人であっても，次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 茨城県において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人

## 試験日時，場所及び合格者の発表

| 区分    | 日 時                                                                                                              | 試 験 地 | 試 験 場      | 合 格 者 発 表                                                                               |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 5月13日(日)<br>午前8時30分<br>から                                                                                        | 水戸市   | 県立緑岡高等学校   | 5月24日(予定)に茨城県人事委員会事務局，茨城県警察本部，県内各警察署及びインターネット・ホームページに受験番号を掲示発表するほか，合格者のみに通知します。         |
|       |                                                                                                                  | 土浦市   | 県立土浦工業高等学校 |                                                                                         |
|       |                                                                                                                  | 筑西市   | 県立下館第一高等学校 |                                                                                         |
| 第2次試験 | [適性検査，身体精密検査]<br>6月9日(土)，6月10日(日)のいずれか1日<br>[口述試験]<br>6月11日(月)～6月13日(水)のいずれか1日<br>日時及び試験場は，第1次試験合格者のみに通知<br>します。 |       |            | 第1次試験，第2次試験及び受験資格等の調査の結果に基づいて最終合格者を決定し，発表は7月26日(予定)に第1次試験合格者発表の要領で行い，第2次試験の受験者全員に通知します。 |

(注) 試験場及び付近には駐車場がないので，自動車での来場は禁止します。

試験場へは，必ず上履き及び下足を入れるビニール袋等を持参してください。

試験の方法及び内容

| 区 分                   |                                 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
|-----------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|--|-------|-------|-----|---------|---------|-----|--------|--------|-----|--------|--|-----|---------------------------------|--|-----|----------|--|-----|-----------------------|--|--------|---------|-----------|--------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----|----------|---------|-------------|
| 第<br>1<br>次<br>試<br>験 | 教 養 試 験<br>(120分)               | <p>警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式によりおおむね大学又は高校で履修した程度で行います。</p> <p>(出題分野)</p> <p>警察官A～社会科学，人文科学，自然科学，判断推理，文章理解（英語を含む。），<br/>数的処理，資料解釈</p> <p>警察官B～国語，社会，数学，理科，文章理解（英語を含む。），判断推理，<br/>数的処理，資料解釈</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
|                       | 論 (作) 文試験<br>(80分)              | 文章による表現力，課題に対する理解力等をみます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
|                       | 身体・体力検査                         | <p>警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかを検査します。<br/>なお，身体検査の基準及び体力検査項目については，次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> <tr> <th>男性警察官</th> <th>女性警察官</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身 長</td> <td>160cm以上</td> <td>155cm以上</td> </tr> <tr> <td>体 重</td> <td>47kg以上</td> <td>45kg以上</td> </tr> <tr> <td>胸 囲</td> <td>78cm以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>視 力</td> <td colspan="2">両眼とも，裸眼視力0.6以上又は矯正視力1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>色 覚</td> <td colspan="2">正常であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">職務遂行に支障のない身体的状態であること。</td> </tr> </tbody> </table><br><table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>体力検査項目</th> <th>実 施 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腕 立 て 伏 せ</td> <td>号令に合わせて20回実施</td> </tr> <tr> <td>上 体 起 こ し</td> <td>30秒間での実施回数を計測</td> </tr> <tr> <td>反 復 横 跳 び</td> <td>20秒間での実施回数を計測</td> </tr> <tr> <td>握 力</td> <td>左右1回ずつ計測</td> </tr> <tr> <td>垂 直 跳 び</td> <td>機器を使用して2回実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>ショートパンツ型の運動着，屋内用運動靴を持参してください。また，女性はTシャツもあわせて持参してください。</p> <p>胸囲測定は第2次試験，身体精密検査において実施します。</p> | 区 分 | 基 準 |  | 男性警察官 | 女性警察官 | 身 長 | 160cm以上 | 155cm以上 | 体 重 | 47kg以上 | 45kg以上 | 胸 囲 | 78cm以上 |  | 視 力 | 両眼とも，裸眼視力0.6以上又は矯正視力1.0以上であること。 |  | 色 覚 | 正常であること。 |  | その他 | 職務遂行に支障のない身体的状態であること。 |  | 体力検査項目 | 実 施 方 法 | 腕 立 て 伏 せ | 号令に合わせて20回実施 | 上 体 起 こ し | 30秒間での実施回数を計測 | 反 復 横 跳 び | 20秒間での実施回数を計測 | 握 力 | 左右1回ずつ計測 | 垂 直 跳 び | 機器を使用して2回実施 |
|                       | 区 分                             | 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 男性警察官                 |                                 | 女性警察官                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 身 長                   | 160cm以上                         | 155cm以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 体 重                   | 47kg以上                          | 45kg以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 胸 囲                   | 78cm以上                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 視 力                   | 両眼とも，裸眼視力0.6以上又は矯正視力1.0以上であること。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 色 覚                   | 正常であること。                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| その他                   | 職務遂行に支障のない身体的状態であること。           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 体力検査項目                | 実 施 方 法                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 腕 立 て 伏 せ             | 号令に合わせて20回実施                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 上 体 起 こ し             | 30秒間での実施回数を計測                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 反 復 横 跳 び             | 20秒間での実施回数を計測                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 握 力                   | 左右1回ずつ計測                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 垂 直 跳 び               | 機器を使用して2回実施                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
| 第2次試験                 | 口 述 試 験                         | 警察官として適するかどうかを個別面接により試験します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
|                       | 適 性 検 査                         | 警察官として適性があるかどうかを検査します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
|                       | 身体精密検査                          | 胸部疾患，伝染性疾患の有無等について，医師による診察及び検査を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |
|                       | 資 格 調 査                         | 受験資格の有無等について調査します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |     |  |       |       |     |         |         |     |        |        |     |        |  |     |                                 |  |     |          |  |     |                       |  |        |         |           |              |           |               |           |               |     |          |         |             |

いずれかの試験項目において一定の点数に達しない場合は，他の成績にかかわらず不合格となります。

第1次試験において論 (作) 文試験の評定は，教養試験，身体・体力検査の結果により行われない場合があります。

## 過去の論 (作) 文問題

| 年度     | A 区分                                                | B 区分                                      |
|--------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 平成16年度 | (特 別) 安全な地域社会の実現に必要なこと<br>(通 常) 警察が今後求められる役割        | (特 別) 私が自信を持っていること<br>(通 常) これまでの経験で学んだこと |
| 平成17年度 | (特・通) 子どもが被害者となる犯罪の防止策<br>(通 常) 警察官の職務を遂行する上での心構え   | (特 別) 信頼されるために必要なこと<br>(通 常) 自分の成長させたいところ |
| 平成18年度 | (特 別) 犯罪に強い社会を実現するための警察官の役割<br>(通 常) 国際化する社会と警察のあり方 | (特 別) 警察官を目指す上で必要だと思うこと<br>(通 常) 責任について   |

## 受験手続

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 方 法 | <p>受験申込書に所定事項を記入し、最近3か月以内に撮影した写真(縦4cm・横3cm、上半身、脱帽、正面向きのもの)を貼り、受験票の「郵便はがき」にあて先明記のうえ、<u>50円切手を必ず貼って警察本部警務課又は各警察署に持参してください。</u></p> <p>郵便で申し込む際は、警察本部警務課あて「<u>簡易書留</u>」や「<u>配達記録郵便</u>」等<u>確実な方法</u>を取り、封筒の表に「<u>受験申込</u>」と朱書してください。</p> <p>(受験票は申込受付期間終了後、警察本部から発送します。受験票が5月8日(火)までに手元に届かない場合には警察本部警務課採用係へ問い合わせてください。)</p> <p><u>外国の大学を卒業若しくは卒業見込みで受験される方は</u>、申込時に卒業証明書等が必要となりますので、事前に必ず警察本部警務課に問い合わせ、必要書類を確認してください。</p> |
| 受 付 期 間 | <p>月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで。</p> <p>郵送の場合、4月18日(水)までの消印のあるもの限り受け付けます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

## 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、成績順に採用が決定されます。

平成20年3月31日までに大学を卒業する見込みで受験した方は、卒業した場合のみ採用されます。

採用決定後は巡査に任命され、初任科生として、平成19年10月又は平成20年4月に警察学校に入校し、6か月又は10か月間初任教養を受けた後、本人の希望及び特性を考慮して県内の各警察署に配置されます。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間です。

## 試験結果の開示について

茨城県では、「茨城県個人情報の保護に関する条例」に基づき、次のとおり、採用試験に関する自己情報の簡易開示を行っています。なお、電話による開示の請求はできません。

| 試験    | 開示請求できる人               | 開示内容           | 開示の期間              | 開示の場所                                                     |
|-------|------------------------|----------------|--------------------|-----------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者<br>(本人に限る。)  | 受験者の総合得点及び総合順位 | 合格発表の日から1か月間の執務時間内 | 茨城県警察本部警務部警務課<br>開示時間：午前8時30分～午後5時<br>(注)土・日・祝日は開示していません。 |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者全員<br>(本人に限る。) |                |                    |                                                           |

(注) 受験票及び本人であることを確認することができる顔写真付きの書類(運転免許証又は学生証等)を持参し

てください。

給与

平成18年 4月 1日現在，採用後の給与は，おおむね次のとおりです。

| 学歴  | 採用時の月収   | 採用 1 年後の月収の平均額 | 採用後 1 年間の期末勤勉手当の合計額 |
|-----|----------|----------------|---------------------|
| 大学卒 | 195,975円 | 274,800円       | 580,574円            |
| 短大卒 | 177,684円 | 251,344円       | 526,388円            |
| 高校卒 | 163,614円 | 232,012円       | 484,705円            |

(注) 採用 1 年後の月収の平均額とは，特殊勤務手当及び時間外勤務手当等を含めた額です。

学校を卒業後，採用までに一定の経験年数がある方は上記金額に更に一定額が加算されます。

このほか扶養手当，通勤手当等が支給されます。

その他，勤務に必要な制服のほか，靴下，靴，ワイシャツ，ネクタイ，雨衣，手袋等が支給されます。

休暇

祝日のほか，完全週休 2 日制を実施しています。また，1 年に20日間の有給休暇があるほか特別休暇があります。

昇任制度

努力次第で上級警察官への道が開かれており，更に管区警察学校や警察大学校へ入校し，幹部としての教育を受ける機会が与えられています。

この試験についての問い合わせ先

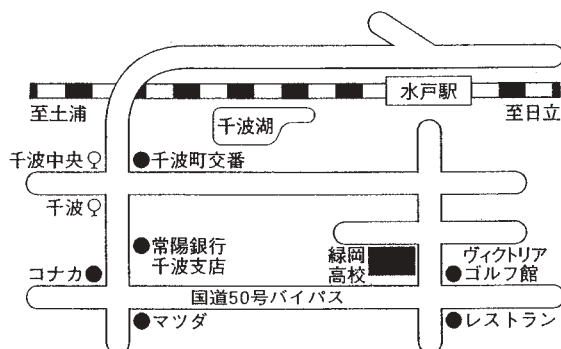
茨城県警察本部警務部警務課 〒310 - 8550 水戸市笠原町978 - 6  
 電話 (029) 301 - 0110 (内線2632)  
 フリーダイヤル 0120 - 3 1 4 0 5 8 サイヨゴハッピー

又は県内の最寄りの警察署，交番，駐在所

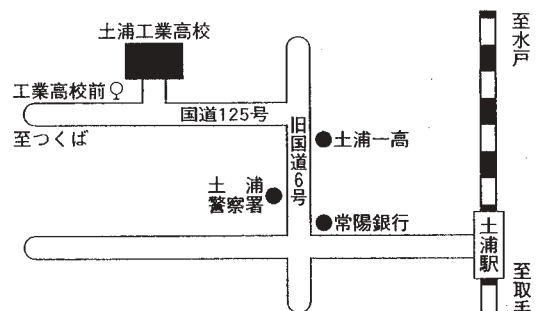
インターネット (ホームページアドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/saiyo/index.htm>) により，採用試験等についての情報を提供しています。

各試験場案内図

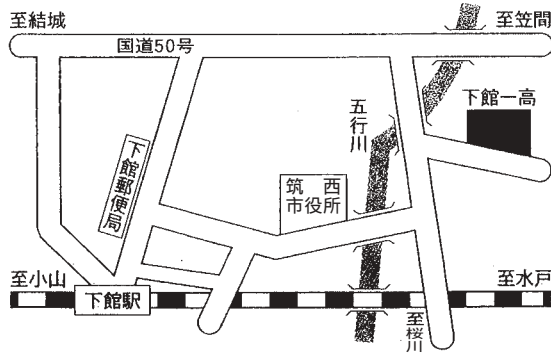
【水戸試験場】水戸駅からの所要時間約20分  
 水戸駅北口 6 番乗場から関東鉄道バス (千波車庫，平須，石岡方面行) 乗車，千波中央または千波下車



【土浦試験場】土浦駅からの所要時間約20分  
 土浦駅西口 5 番乗場から関東鉄道バス (筑波，下妻，栗原，高岡方面行) 乗車，または同乗場から JR バス (寺前，中都公民館方面行) 乗車，土浦工業高校前下車



【筑西試験場】下館駅から徒歩で約15分



試験場及び付近には駐車場がないので、自動車での来場は禁止します。

試験場の収容能力の都合上、茨城県警察学校等で受験していただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

試験当日は、必ず受験票、筆記具 (HBの鉛筆3本以上、消しゴム、鉛筆削り)、上履き、ビニール袋 (靴を入れるもの)、ショートパンツ型の運動着、屋内用運動靴、弁当を持参してください。女性はTシャツも持参してください。

(人 事 委 員 会)

平成19年度茨城県警察官 (巡査) 採用試験事務の委任

職員の任用に関する規則 (昭和41年茨城県人事委員会規則第18号) 第11条の規定に基づき、平成19年度茨城県警察官 (巡査) 採用試験の実施に関し、事務の一部を茨城県警察本部長に委任した。

平成19年 3月26日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

訓 令

茨城県訓令第2号

茨城県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県庁議規程の一部を改正する訓令

茨城県庁議規程 (昭和41年茨城県訓令第14号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項第8号を次のように改める。

(8) 会計管理者

付 則

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

正 誤

平成18年 9月29日付け茨城県報号外第139号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤       | 正       |
|-----|-------|---------|---------|
| 3   | 上から12 | 138,000 | 138,400 |

平成19年 3 月 5 日付け茨城県報号外第28号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行          |
|-----|------------|
| 78  | 上から 4 から10 |

| 誤                  | 平成18年度 |        | 17年度   | 差額    |
|--------------------|--------|--------|--------|-------|
|                    | 3年総額   | 年額     |        |       |
| 積算額 (千円)           | 86,530 | 28,843 | 27,982 | 861   |
| 予定価格 (千円)          | 86,530 | 28,843 | 27,405 | 1,438 |
| 落札価格 (千円)          | 77,868 | 25,956 | 26,775 | 819   |
| 落札率 (%)            | 89.9   | 89.9   | 97.7   | 7.8   |
| 予定価格と落札価格との差額 (千円) | 8,662  | 2,887  | 630    | 2,257 |

| 正                  | 平成18年度 |        | 17年度   | 差額    |
|--------------------|--------|--------|--------|-------|
|                    | 3年総額   | 年額     |        |       |
| 積算額 (千円)           | 86,530 | 28,843 | 27,982 | 861   |
| 予定価格 (千円)          | 84,798 | 28,266 | 27,405 | 861   |
| 落札価格 (千円)          | 77,868 | 25,956 | 26,775 | 819   |
| 落札率 (%)            | 91.8   | 91.8   | 97.7   | 5.9   |
| 予定価格と落札価格との差額 (千円) | 6,930  | 2,310  | 630    | 1,680 |

| ページ | 行     | 誤                           | 正     |
|-----|-------|-----------------------------|-------|
| 78  | 上から11 | 2,887                       | 2,310 |
| 78  | 上から12 | 2,257                       | 1,680 |
| 78  | 上から13 | 1,438                       | 861   |
| 78  | 上から14 | 1,438                       | 861   |
| 78  | 上から15 | 平成17年度における積算額から予定価格の減額577千円 | 削除    |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)